

# 令和8年度メディア・ミックスによる青森県産品の認知度向上及び販路開拓推進業務 企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、令和8年度メディア・ミックスによる青森県産品の認知度向上及び販路開拓推進業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度メディア・ミックスによる青森県産品の認知度向上及び販路開拓推進業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月18日（木）まで
- (4) 委託料 50,000,000円（消費税込み）以内  
※委託料には、委託業務に係るすべての経費を含む。

## 3 参加資格

- (1) 企画提案競技に参加できる者  
次に掲げる条件を全て満たすこと。
  - ア 国内に営業拠点を有する団体であること。
  - イ 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
  - ウ 特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
  - エ 暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。
  - オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（令和3年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

## 4 企画提案競技実施の公示方法

青森県庁ウェブサイトにより公示

## 5 スケジュール

令和8年4月17日（金）	企画提案競技実施の公示
4月23日（木）12時	質問受付期限
4月30日（木）	質問に対する回答
5月7日（木）17時	参加申込書提出期限
5月14日（木）17時	企画提案書提出期限

5月15日（金）～21日（木）	一次審査（書面審査）
6月3日（水）	二次審査（プレゼンテーション審査）
6月上旬以降	二次審査結果の通知
6月中旬以降	委託候補先との打合せ・契約締結

## 6 質問の受付及び回答

### （1）受付期限

令和8年4月23日（木）12時必着

### （2）質問方法

「質問書」（様式1）により、持参（平日17:15～8:30、土、日、祝日を除く。）、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、提出期限日必着とする。）、電子メールによること。郵送又は電子メール、いずれの場合も到着確認を行うこと。

### （3）回答方法

令和8年4月30日（木）までに質問者と企画提案競技参加申込者全員に回答するほか、令和8年5月1日（金）以降の企画提案競技参加申込者に対しても質問内容及び回答を通知する。

## 7 参加申込書の提出

本企画提案競技への参加を希望する者は、「参加申込書」（様式2）を下記により提出すること。

### （1）提出期限

令和8年5月7日（木）17時必着

### （2）提出方法

持参、郵送又は電子メールによること。なお、持参・郵送による場合は、「6（2）質問方法」に準じた取り扱いとする。

### （3）提出先

下記「12 問合せ先及び各種書類の提出先」によること。

## 8 企画提案書等の提出

### （1）提出期限

令和8年5月14日（木）17時必着

### （2）提出書類

#### ア 企画提案書

#### （ア）本業務における青森県産品の認知度向上及び販路開拓の考え方

青森県産品の更なる認知度向上と販路拡大に向けて、メディア・ミックスによる戦略的な情報発信を展開し、首都圏をはじめとした全国に青森県の「食」に関する情報の効果的な発信を図るため、本業務をどのような考えで展開していくか課題を含めて記載すること。

(イ) 提案項目及び内容

項 目	内 容
a. 企画案	青森県産品の更なる認知度向上及び販路開拓を図るため、仕様書を踏まえて、情報発信の主体となる青森県産品（複数品目）、中食外食チェーン店や高級スーパー等とタイアップした「青森県フェア」の実施及びメディア・ミックスによる情報発信の内容等の企画案を記載 各取組に係るタイアップ先の内諾の有無を記載するとともに、情報発信については、投稿内容の案も提示すること
b. 目標数値及び目標達成に向けた手法	具体的な目標数値を設定するとともに、目標達成に向けた手法を記載 目標数値は契約金額内で最大限の成果となる指標を設定すること
c. 実施体制	本業務の実施体制（社内、連携する他社や個人を含むチーム構成）を記載
d. 実施計画	本業務の実施に要するスケジュールを記載
e. 類似業務の実績	過去5年間における会社及びチーム構成員の実績*を記載 ※実績は官民の別を問わない。

(ウ) 作成要領

- ・仕上りをA4サイズとし、縦・横使いは問わない。
- ・a～eの各項目を別葉に記載すること。
- ・文字サイズは原則として11ポイント以上とし、フォントは読みやすいものとする。
- ・審査結果通知先のメールアドレスを記載すること。

イ 経費積算書

- ・見積もりに当たっては、各項目の単価、数量がわかる算式とすること。
- ・消費税及び地方消費税を含む総額を記載すること。

(3) 提出部数

10部（正本：2部、副本：8部）

(4) 提出方法

持参（平日17:15～8:30、土、日、祝日を除く。）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、提日必着とする。）によること。

(5) 提出先

下記「12 問合せ及び各種書類の提出先」によること。なお、提案内容について不明点があった際、こちらから問合せをすることがある。

## 9 企画提案の審査

### (1) 一次審査

審査会において企画提案の書面審査を行い、上位5者程度を選定する。なお、5者以下の場合は一次審査を省略する。

#### ア 審査日

令和8年5月15日（金）～21日（木）

#### イ 審査方法

別紙の「審査項目及び内容」に基づき審査する。

#### ウ 審査結果

参加者全員に電子メールで結果を通知する。

### (2) 二次審査

一次審査での選定者を対象とするプレゼンテーション審査を行い、得点の最も高い者を本業務の受注候補者として選定する。

#### ア 審査日

6月2日（火）～4日（木）のいずれかの日（予定）

#### イ 審査場所

青森市内

#### ウ 審査方法

別紙の「審査項目及び内容」に基づき審査する。

#### エ 審査結果の通知

参加者全員に電子メールで結果を通知する。

### (3) 留意事項

ア 参加者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

イ 審査結果の如何に関わらず、提出書類は返却を要しないこととする。

## 10 契約協議・契約

### (1) 契約協議

審査会で選定された受注候補者の提案に基づき、県と受注候補者が内容や経費等について協議し、合意を得られた後に予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、次のいずれかに該当する場合は、受注候補者としての選定結果を取り消し、次点者との契約協議を行うこととする。

ア 受注候補者との合意が得られなかった場合

イ 見積徴収までに参加資格要件を満たさなくなった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は、審査に影響を与えるような不備があった場合

エ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為が認められた場合

## (2) 契約方法

青森県財務規則の規定に基づき、受注候補者との随意契約を締結する。

## (3) 契約の条件

### ア 経費

本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。

### イ 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

### ウ 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から発注者に移転することとする。

### エ 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### オ 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）及び知事が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱（令和6年5月8日改正）を遵守しなければならない。

### カ 発注者への損害賠償

受注者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

### キ 第三者への損害賠償

受注者は、委託業務の履行に当たり、受注者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

### ク 第三者が権利を有する著作物

納入する成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受注者の責任において処理するものとする。

### ケ 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受注者においてその責めを負うこと。

## 11 その他

- (1) 企画提案競技の参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書等の提出資料は返却しない。
- (2) 提出期限までに企画提案書が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出並びに記載内容の変更は認めない。
- (4) 提案数は、1社1案とする。

## 12 問合せ先及び各種書類の提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県 観光交流推進部 県産品販売・輸出促進課 宣伝・販売グループ

電話 017-734-9607 (直通)

メール kensanhin@pref.aomori.lg.jp